

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

(介護予防訪問リハビリテーション)

重要事項説明書 (訪問リハビリテーション用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 12 年厚生省令第 35 号)に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意くださいを説明するものです。

1 指定訪問リハビリテーションサービス

指定介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 若葉会 明石回生病院
代表者氏名	病院長 土屋 健
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	674-0092 明石市二見町東二見 549-1 Tel : 078-942-3555 Fax : 078-942-3550
法人設立年月日	平成 2 年 7 月 21 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人 若葉会 明石回生病院
介護保険指定 事業所番号	2812003776
事業所所在地	674-0092 明石市二見町東二見 549-1
連絡先 相談担当者名	Tel : 078-942-3555 Fax : 078-942-3569 相談担当者：重田 信介
事業所の通常の 事業の実施地域	明石市二見町 近郊

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問しリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援する事を目的とする。
運営の方針	自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認め、通院が困難な要介護者もしくは要支援者に対し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日及び年末年始を除く。
営業時間	9時00分から17時00分 ただし土曜日においては9時00分から13時00分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日のうち、担当者の勤務に準ずる日
サービス提供時間	9時30分～16時30分 ただし土曜日においては12時30分まで

(5) 事業所の職員体制

管理者	病院長 土屋 健
-----	----------

職	職 務 内 容	人 員 数
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	<p>1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。</p> <p>3 (介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーション・指定介護予防リハビリテーションのサービスを提供します。</p> <p>4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。</p> <p>5 それぞれの利用者について、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。</p>	<p>理学療法士常勤5名 作業療法士常勤2名 (病院内でのリハビリテーションと兼務)</p>

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
<p>指定訪問リハビリテーション</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>要介護または要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、(介護予防)訪問リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。</p>

(2) 訪問リハビリテーションにおける禁止行為

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
ただしサービス利用料の受領は除く。
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

基本報酬	利用料	利用者負担額 1割負担	利用者負担額 2割負担	利用者負担額 3割負担	算定回数等
訪問リハビリテーション (1回20分以上)	3,181円	319円	637円	955円	1回につき (週に6回が限度)(退院・退所後 3ヶ月は週に12回)
介護予防 訪問リハビリテーション (1回20分以上)	3,078円	308円	616円	924円	1回につき (週に6回が限度)(退院・退所後 3ヶ月は週に12回)
介護予防訪問リハビリテ ーション(1回20分以上) 長期間利用減算	2,768円	277円	554円	831円	1回につき 利用開始日の属する月から12 月を超えて行う場合

加算・減算	利用料	利用者負担額 1割負担	利用者負担額 2割負担	利用者負担額 3割負担	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算	2,066円	207円	414円	620円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,479円	248円	496円	744円	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1,859円	186円	372円	558円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	2,200円	220円	440円	660円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	8,191円 4,886円	820円 489円	1,639円 978円	2,458円 1,466円	1月につき
移行支援加算	175円	17円	35円	53円	1日につき
サービス提供体制強化加算(イ)	61円	7円	13円	19円	1回につき
退院時 共同指導加算	6,198円	620円	1,240円	1,860円	1回に限り

※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行う

ことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概

ね2回以上、1回につき20分以上の個別リハビリテーションを行います。

(介護予防訪問リハビリテーションにおいては、起算から1ヶ月の間は1回につき40分以上)

- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院(退所)日または訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行う際に1週に2日を限度として加算します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として、他職種協同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことを評価する加算です。(イ)(ロ)(ハ)によって内容が異なります。なお、医師が利用者またはご家族に対して説明し、同意を得た場合、上記に加えて270単位を加算致します。当該加算を算定する際に基準の概要を別紙にてご説明します。
- ※ 社会参加支援加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所がリハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合に、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算するものです。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、病院または診療所に入院中の患者が退院するにあたり、理学療法士ま

たは作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対し初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算します。

※ 長期期間利用減算は、介護予防訪問リハビリテーションにおいて利用開始日の属する月から12ヶ月を超えて実施した際に減算します。

※ 地域区別の単価(6級地 10.33 円)を含んでいます。

4 その他の費用について

① 交通費	指定(介護予防)訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することがあります。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	予定前日までのキャンセルの場合	キャンセル料は不要です
	予定当日のキャンセルの場合	一律 2000 円を請求致します。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び

支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。
--	--

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (振込み手数料は利用者さん負担となります)</p> <p>(イ) 現金支払い (訪問時にリハビリスタッフにお支払い頂く等)</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p> <p>ウ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には全額自己負担となります。</p>
--	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1ヶ月以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 利用料について事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	重田 信介
	イ	連絡先電話番号	078-942-3555
	ウ	受付日及び受付時間	月曜日から土曜日 ただし国民の祝日および12月30日から1月3日までを除く 9:00~17:00 ただし土曜日は9:00~13:00

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (1)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (2)医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、指定(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (3)サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理学療法士 大須賀 直希
-------------	--------------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 業務継続計画(B C P)の策定等

感染症や非常災害の発生などにおいて、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行います。

1 0 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置について

感染症の発生及びまん延等に関する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組みます。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
--------------------------	---

	<p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密保持の義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 身分証携行義務

指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

なお、利用者が医療機関を退院後に訪問リハビリテーションを提供する場合、リハビリテーションを受けていた医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により利用者に係るリハビリテーションの情報を把握したうえで訪問リハビリテーション計画書を作成し訪問リハビリテーションを実施します。

15 居宅介護支援事業者等との連携

①指定(介護予防)訪問リハビリテーション提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する(介護予防)訪問リハビリテーション計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、提供の日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定訪問リハビリテーション・指定介護予防リハビリテーションサービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえてあなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

(1) 提供予定の指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの内容と

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容 (加算内容)	利用料	利用者負担額
月		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
火		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
水		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
木		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
金		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
土		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
日		指定訪問リハビリテ ーション		円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(2) その他の費用

①交通費の有無	無
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(3) 1か月当りのお支払い額の目安（利用料、利用者負担額）*介護保険を適用する場合

お支払い額の目安	円/月
----------	-----

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制・方針は以下のとおりとします。

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した(介護予防)訪問リハビリテーションサービス、または(介護予防)訪問リハビリテーション計画に位置づいたサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)</p>	<p>所在地 明石市二見町東二見 549-1 明石回生病院 地域連携室</p> <p>電話番号 078-942-3555</p> <p>ファックス番号 078-942-3550</p> <p>受付時間 月曜日から土曜日 ただし国民の祝日および12月30日から1月3日までを除く 9時00分～17時00分 ただし土曜日は 9時00分～13時00分</p>
<p>【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)</p>	<p>所在地 兵庫県明石市中崎1丁目5-1 明石市福祉部高年介護室</p> <p>電話番号 078-918-5091</p> <p>ファックス番号 078-919-4060</p> <p>受付時間 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く 8時55分～17時40分</p>
<p>【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号</p> <p>電話番号 078-332-5617</p> <p>ファックス番号 078-332-5650</p> <p>受付時間 月曜日から金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く) 8時45分～17時15分</p>

20 契約の解除について

利用者からの申し出による契約の解除は、7日間の予告期間を設け、予告期間以前に通知する事とします。

事業者からの申し出による解約はやむを得ない場合のみとし、1ヶ月以上の予告期間を置き、理由を通知することとします。やむを得ない場合とは、事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合、利用者が故意に不実を告げたり、病状等を故意に告げなかったりしたために、サービス提供方法を大きく変更しなければならなくなる等円滑にサービスを提供できなくなる場合や2ヶ月以上利用料金を滞納する等契約を継続できない程の行為を行い、事業者からの申し入れにもかかわらず改善されない場合等をいいます。

附則

この重要事項説明書は、2016年2月1日から施行する。

2021年4月1日 改定

2023年1月4日 改定

2023年4月1日 改定

2023年10月1日 改定

2024年6月1日 改定

2025年3月1日 改定